

医対第2287号

令和5年12月5日

大阪府医療審議会

会長 高井 康之 様

大阪府知事 吉村 洋文

特定労務管理対象機関の指定について（諮問）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条第1項、第118条第1項、第119条第1項及び第120条第1項の規定に基づく特定労務管理対象機関の指定について、改正法附則第5条の規定により、別添のとおり申請がありましたので、医療法第113条第5項（第118条第2項、第119条第2項及び第120条第2項において準用する場合を含む）の規定により貴審議会の意見を求めます。

（担当）  
大阪府健康医療部保健医療室医療対策課  
医療人材確保グループ 塚本  
TEL：06-6944-8183（直通）  
FAX：06-6944-8227